

○国見町生ごみ処理機等購入事業補助金交付要綱

(令和7年4月1日告示第26号)

(趣旨)

第1条 この告示は、一般廃棄物の減量化と資源の有効利用を図るため、生ごみ処理機等の購入者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、国見町補助金等の交付等に関する規則（昭和63年国見町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、生ごみ処理機等（以下「処理機」という。）とは、次に掲げる機器及び容器で町長が認めたものをいう。

- (1) 電動式生ごみ処理機
- (2) 生ごみ堆肥化（コンポスト）容器
- (3) 密閉型（ぼかし）容器
- (4) ダンボールコンポスト等

2 前項第4号の処理機は、ダンボール箱などの容器、土壌混合材その他生ごみ処理に必要となるものがセットで販売されている商品に限る。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有し、居住している者
- (2) 処理機を自ら使用し、これを適切に維持管理できる者
- (3) 減量化及び堆肥化された生ごみを自己の責任で処理できる者
- (4) 町税等を滞納していない者

(補助金額)

第4条 補助金の額は、処理機1基につき購入価格の2分1とし、20,000円を限度とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 補助の対象基数は、1世帯につき1基とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 処理機の価格が分かる書類（見積書等）
- (2) 処理機の製品規格の詳細が確認できる書類（カタログ等）

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、これを適正と認めたときは交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

（実績報告）

第7条 申請者は、補助金にかかる事業完了後速やかに実績報告書（第3号様式）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 購入した処理機の領収書の写し

(2) 購入した処理機の写真

（交付額の確定）

第8条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（第4号様式）により、速やかに申請者に通知する。なお、補助金等の交付決定額が確定額と同一である場合は、申請者に対する確定通知を省略するものとする。

（補助金の請求）

第9条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第5号様式）による申請者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助決定の取消し）

第10条 町長は、申請者が偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、その決定を取り下げることができる。

2 町長は、前項の規定により補助の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

（補助金の返還）

第11条 前条の規定により補助金の決定取消しを受けた申請者で、既に当該補助金の交付を受けているときは、その補助金を返還しなければならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。